

JIS

UDC 621.642.3 : 696.11 : 678.674 : 677.521

A 4110

ガラス繊維強化ポリエステル製一体式水槽

JIS A 4110⁻¹⁹⁸⁹

(1997 確認)

(2002 確認)

平成20年 3月20日付け追補 あり

平成元年11月1日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

建築部会 建築用水槽専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	飯塚 五郎蔵	横浜国立大学工学部
	島村 昭治	工業技術院機械技術研究所
	川口 衛	法政大学工学部
	岩戸 武雄	国立公衆衛生院
	脇山 俊	通商産業省生活産業局
	野口 昌吾	通商産業省生活産業局
	松谷 蒼一郎	建設省住宅局
	帆足 万里	工業技術院標準部
	森村 武雄	株式会社森村共同設計事務所
	兵頭 美代子	主婦連合会
	大内 栄一	日本住宅公団建築部
	雨宮 政信	日本水道協会
	神原 吾市	大成建設株式会社設備部
	井平 弘	積水工事株式会社企画管理部
	小美野 英男	三菱樹脂株式会社住宅関連本部
	松尾 正	ブリヂストンタイヤ株式会社商品開発本部
	山内 衛	日立化成工業株式会社結城工場設計部
	栗原 貞夫	社団法人強化プラスチック技術協会
(関係者)	清沢 洋	社団法人強化プラスチック技術協会(東陶機器株式会社)
(事務局)	土屋 隆	工業技術院標準部材料規格課
	瀬戸 和吉	工業技術院標準部材料規格課

主務大臣：通商産業大臣 制定：平成元.11.1 確認：平成9.7.20

官報公示：平成9.7.22

原案作成協力者：社団法人強化プラスチック協会

審議部会：日本工業標準調査会 建築部会（部会長 岸谷 孝一）

審議専門委員会：建築用水槽専門委員会（委員長 飯塚 五郎蔵）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

ガラス繊維強化ポリエステル製一体式水槽 A 4110-1989

(1997 確認)

Glassfiber Reinforced Plastic Water Tanks

1. 適用範囲 この規格は、軒高 60 m 以下の建物の内部及び屋上に設置される、給水設備に使用する容量 50 m³以下のガラス繊維強化ポリエステル製一体式水槽（以下、水槽という。）について規定する。

備考 この規格の中で { } を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって規格値である。

2. 各部の名称 水槽の各部の名称は、図 1、図 2 及び図 3 による。

- ①天井 ②底 ③周壁 ④マンホール⁽¹⁾ ⑤入水口 ⑥出水口
- ⑦いっ(溢)水口 ⑧排水口 ⑨通気口 ⑩電極取付用座 ⑪内はしご ⑫外はしご

注⁽¹⁾ マンホールとは、人が出入りするための開口部であって、ふたもマンホールの一部とみなす。

図 1 円筒形水槽
(例 図)

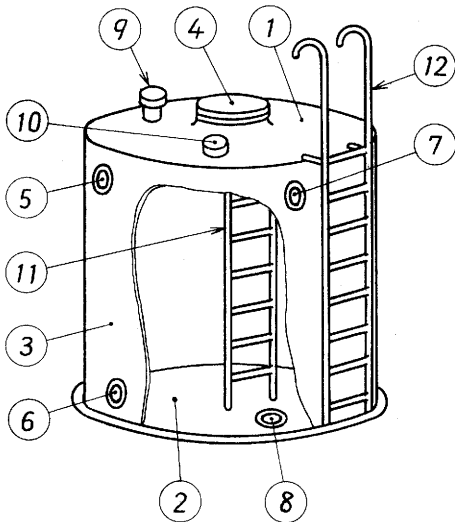


図 2 角形水槽
(例 図)

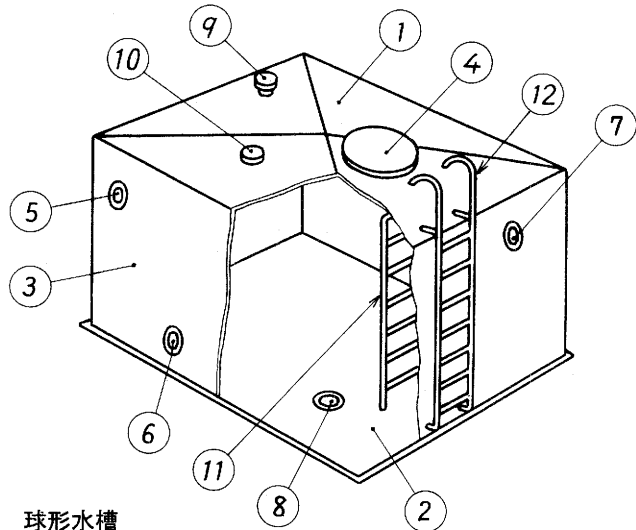
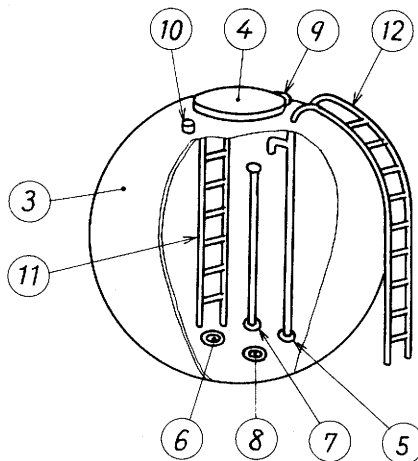


図 3 球形水槽
(例 図)



引用規格：7 ページに示す。